

## ○職員の退職管理に関する規則

平成二十八年三月三十一日

大分県人事委員会規則第十五号

改正 平成二八年一二月二二日人委規則第三六号

平成二九年四月一日人委規則第九号

平成三〇年三月三〇日人委規則第九号

平成三一年四月一日人委規則第一三号

平成三一年四月二六日人委規則第二〇号

令和二年三月三一日人委規則第二号

令和二年九月三〇日人委規則第九号

令和三年四月一日人委規則第一二号

令和三年七月一日人委規則第一七号

令和四年四月一日人委規則第七号

職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

### 職員の退職管理に関する規則

#### （趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第五項、第二十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十八年大分県条例第五号。以下「条例」という。）第三条の規定に基づき、職員の退職管理に関する必要な事項を定めるものとする。

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

#### （子法人）

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定める子法人は、一の當

利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

（退職手当通算法人）

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に規定する地方住宅供給公社
- 二 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社
- 三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開發公社

四 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等

（退職手当通算予定職員）

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

（内部組織の長に準ずる職）

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 議会事務局に置かれる事務局長
- 二 会計管理者
- 三 県参事、県技術監、県技監及び県医監

- 四 会計管理局に置かれる局長
- 五 人事委員会事務局に置かれる事務局長
- 六 監査委員事務局に置かれる事務局長
- 七 労働委員会事務局に置かれる事務局長
- 八 警察本部長及び警察本部の各部長（これららの職に警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である警察官が就いている場合にあっては、同法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官である警察官が就いている場合に限る。）

（令二一人委規則二・一部改正）

（内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条各号に掲げる職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人（大分県が設立したものと除く。）及び第四条各号に掲げる法人並びに公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）別表に掲げる法人が行う業務とする。

(平三一人委規則二〇・一部改正)

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為がガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（第一号様式）を任命権者に提出しなければならない。

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出書（第二号様式）を人事委員会に提出して行うものとする。

(法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長に相当する職)

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるもの（以下「部課長相当職」という。）は、次に掲げる職とする。

一 議会事務局に置かれる理事、次長、参事監及び課長

二 大分県行政組織規則（昭和三十一年大分県規則第十号。以下この号において「組織規則」という。）に規定する次に掲げる職

イ 組織規則第四条第六項に規定する理事、審議監、参事監、局長（防災局及び観光局に置かれるものに限る。）、防災危機管理監、課長、所長及び室長

ロ 組織規則第四十八条第一項に規定する地方機関の長（大分県地方行政機関設置条例（昭和三十年大分県条例第四十三号）第三条第二項の規定により保健所に置かれる地域福祉室の室長を含む。）

ハ 組織規則第四十八条の二第一項に規定する支所分場等の長（振興局に置かれる事務所の長、県税事務所に置かれる納稅事務所の長又は保健所に置かれる保健部の部長に限る。）

ニ 組織規則第四十九条第一項に規定する部長（振興局、こども・女性相談支援センター又は農林水産研究指導センターに置かれるものに限る。）、グループ長（農林水産研究指導センターに置かれるものに限る。）及び室長（こども・女性相談支援センターに置かれるものに限る。）

ホ 組織規則第五十条第一項に掲げる次長（振興局又は農林水産研究指導センターに置かれるものに限る。）

ヘ 組織規則第五十条の二第一項に規定する参事監（農林水産研究指導センターに置かれるものに限る。）

ト 組織規則第六十三条の四第一項に規定する副所長

ミ 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号。以下「の号において「教育組織規則」という。）に規定する次に掲げる職

イ 教育組織規則第十七条第一項に規定する理事

ロ 教育組織規則第十七条の二第一項に規定する教育次長

ハ 教育組織規則第十七条の四第一項に規定する参事監

ニ 教育組織規則第十八条に規定する課長、所長及び室長

ホ 教育組織規則第二十二条第一項に規定する所長

ヘ 教育組織規則第三十条に規定する教育機関のうち次に掲げるものに置かれるそれぞれ次に掲げる職（常勤の職である場合に限る。）

(1) 大分県教育センター 所長

(2) 大分県立くじゅうアグリ創生塾 所長

(3) 大分県立図書館 館長

(4) 大分県立香々地青少年の家 所長

(5) 大分県立九重青少年の家 所長

(6) 大分県立歴史博物館 館長

(7) 大分県立先哲史料館 館長

(8) 大分県立埋蔵文化財センター 所長

四 大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）第十一条第一項に規定する校長

- 五 人事委員会事務局に置かれる次長、参事監及び課長
- 六 監査委員事務局に置かれる次長、参事監及び課長
- 七 労働委員会事務局に置かれる次長、参事監及び課長
- 八 大分県企業局組織規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第一号）第七条第一項に規定する企業局理事、企業局次長及び企業局参事監、同規程第八条第一項に規定する課長並びに同規程第九条第一項に規定するセンター長、部長及び室長
- 九 大分県病院局組織規程（平成十八年大分県病院局管理規程第三号）第七条第一項に規定する病院局次長並びに同規程第九条に規定する院長、統括副院長、副院長、所長、主任部長、統括部長、部長、副所長、室長、事務局長、参事監及び課長
- 十 大分県警察の組織に関する規則（平成六年大分県公安委員会規則第一号。以下この号において「警察組織規則」という。）に規定する次に掲げる職（これらの職に警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官である警察官が就いている場合にあっては、同法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官である警察官が就いている場合に限る。次号において同じ。）
- イ 警察組織規則第五条に規定する警務部参事官兼首席監察官、総括参事官、参事監、参事官、課長、所長（科学捜査研究所に置かれるものに限る。）及び隊長（警察組織規則第三条第一項の各隊に置かれるものに限る。）
- ロ 警察組織規則第四十五条第一項に規定する校長
- 十一 警察署の署長
- （平二八人委規則三六・平二九人委規則九・平三〇人委規則九・平三一人委規則一  
三・平三一人委規則一〇・令二人委規則二・令二人委規則九・令三人委規則一二・  
令三人委規則一七・令四人委規則七・一部改正）
- （部課長相当職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者）
- 第十五条 法第三十八条の二第八項の部課長相当職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長相当職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長相当職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長相当職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。
- （任命権者の報告等）

第十六条 任命権者が行う次の各号に掲げる行為については、それぞれ当該各号に定める事項及び参考となるべき事項を記載した書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。）を含む。以下同じ。）により行うものとする。

一 法第三十八条の三の報告 次に掲げる事項

イ 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 役職員が規制違反行為（法第三十八条の三に規定する規制違反行為をいう。以下同じ。）を行つた疑いがある場合 当該役職員の氏名、勤務する公署又は事務所及び職

(2) 役職員であつた者が規制違反行為を行つた疑いがある場合 当該役職員であつた者の氏名、離職時に勤務していた公署又は事務所、離職時の職及び離職日

(3) 再就職者が規制違反行為を行つた疑いがある場合 (2)に規定するもののほか、当該再就職者の氏名、当該行為時にその地位に就いていた當利企業等の名称、当該當利企業等における地位及び業務内容並びに当該再就職者から当該行為を受けた役職員又はこれに類する者の氏名、当該行為を受けた時に勤務していた公署又は事務所、当該行為を受けた時の職及び職務内容

ロ 規制違反行為の疑いがある行為の内容

ハ 規制違反行為の疑いがあると思料するに至つた理由及び経緯

二 法第三十八条の四第一項の通知 次に掲げる事項

イ 前号イに定める事項

ロ 調査開始の予定期期

ハ 実施を予定している調査の概要

三 法第三十八条の四第三項（法第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の報告 次に掲げる事項

イ 第一号イに定める事項

ロ 調査を終了した日

ハ 調査の経過の概要

ニ 調査の結果判明した事実及びその理由

ホ 予定する再発防止対策の内容

- 2 前項の書面には、規制違反行為の疑いのある行為の存在に関する文書の写しその他の必要な資料を添付するものとする。

(報告の要求等の方法)

第十七条 次に掲げる行為は、書面により行うものとする。

一 法第三十八条の四第二項の報告の要求又は意見の表明

（離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者）

第十八条 法第六十条第四号の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定める者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十九条 法第六十条第五号の地方自治法第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第六条に定める職とする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十条 法第六十条第五号の地方自治法第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定める者とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十一条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定める者とする。

(法第六十条第七号の国家行政組織法第二十二条第一項に規定する部長又は課長に相当する職)

第二十二条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十二条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定める職とする。

(部課長相当職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十三条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十二条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定める者とする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十四条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

- 一 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの
  - イ 紙与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が六級以上のもの
  - ロ 紙与条例別表第二研究職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が四級以上のもの
  - ハ 紙与条例別表第三イ医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち職務の級が三級以上のもの
  - ニ 紙与条例別表第三ロ医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち職務の級が六級以上のもの
  - ホ 紙与条例別表第四海事職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が五級以上のもの
  - ヘ 紙与条例別表第五公安職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が七級以上のもの
  - ト 紙与条例別表第六イ教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち職務の級が四級のもの
  - チ 紙与条例別表第六ロ教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち職務の級が四級のもの
- 二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）第七条第一項の給料表の適用を受ける職員であつて、同表五号給の給料月額以上の給料を受けるもの
- 三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号）第五条第一項の給料表の適用を受ける職員であつて、同表四号給の給料月額以上の給料を受けるもの
- 四 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二号）の適用を受ける職員であつて、大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）別表第一の適用を受ける職員のうち職務の級が六級以上のもの

五 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十  
三号）の適用を受ける職員であつて、次に掲げるもの

イ 大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号。  
以下「病院局給与規程」という。）別表第一病院行政職給料表の適用を受ける職員の  
うち職務の級が六級以上のもの

ロ 病院局給与規程別表第一イ病院医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち職務  
の級が三級以上のもの

ハ 病院局給与規程別表第一ロ病院医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち職務  
の級が六級以上のもの

ニ 病院局給与規程別表第二ハ病院医療職給料表（三）の適用を受ける職員のうち職務  
の級が六級のもの

（平二八人委規則三六・一部改正）

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第二十五条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この  
号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等とな  
つた場合

二 法第二条第二項に規定する一般職である職（大分県に置かれるものに限る。）に任用  
された場合

三 法第三条第三項に規定する特別職である職（大分県に置かれるものに限る。）に就い  
た場合

四 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であつて、一年間につき、所得  
税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得  
控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額  
の合計額以下の報酬を得る場合

（任命権者への再就職の届出）

第二十六条 条例第三条の規定による届出は、再就職の届出書（第三号様式）を離職した職  
又はこれに相当する職の任命権者に提出して行うものとする。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名

二 離職時の職

三 離職日

四 再就職日

五 再就職先の名称

六 再就職先の業務内容

七 再就職先における地位

八 再就職先における職務内容

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十二号）第十六条第一項の教育委員会の教育長である大分県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、法第三十八条の二第四項の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職とする。

3 旧教育長は、法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職とする。

4 旧教育長は、条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職とする。

附 則（平成二八年人委規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年人委規則第九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年人委規則第九号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年人委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年人委規則第二〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年人委規則第二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年人委規則第九号）

この規則は、令和二年十月一日から施行する。

附 則（令和三年人委規則第一二二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年人委規則第一七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に改正前の職員の退職管理に関する規則第十四条第三号へに規定する室長であった者については、なお従前の例による。

附 則（令和四年人委規則第七号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 第1号様式(第12条関係)

## 再就職者による依頼等の承認申請書

年　月　日

任命権者 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の第2項第6号の規定により、次のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

## 1 申請者

(ふりがな) ( ) 氏名	生年月日 (年齢) 年　月　日生 (歳)
勤務先営利企業等の名称	勤務先における地位(役職等)
連絡先 TEL( — — — )	FAX( — — — )
勤務先営利企業等の業務内容	

## 2 離職時及び離職前の状況

※離職前5年間の在職状況等	離職日 年　月　日		離職時の職	職務内容
	所属・職	在職期間		
	自　年　月　日 至　年　月　日			
	自　年　月　日 至　年　月　日			
	自　年　月　日 至　年　月　日			
	自　年　月　日 至　年　月　日			
	自　年　月　日 至　年　月　日			
	自　年　月　日 至　年　月　日			
	自　年　月　日 至　年　月　日			
	自　年　月　日 至　年　月　日			

## 3 要求又は依頼する事項と勤務先営利企業等との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先営利企業等又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先営利企業等又はその子法人に対する処分(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第2号に規定する処分をいう。)に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない

## 4 要求又は依頼の対象となる役職員

(ふりがな) ( ) 氏名	所属 職
職務内容	

## 5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> ガス若しくは水道水の供給又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務に関するもの	
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの	
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度	
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない	

## 6 要求又は依頼の具体的な内容

--

## 7 その他参考事項

--

注※印の項は、地方公務員法第38条の第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分	
<input type="checkbox"/> 承認	
<input type="checkbox"/> 不承認	
<input type="checkbox"/> 却下 (承認を必要としない)	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年　月　日

## 第2号様式(第13条関係)

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

大分県人事委員会委員長 殿

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第38条の2第7項の規定により、次のとおり届出をします。

この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

## 1 届出者

(ふりがな) ( ) 氏 名	生年月日(年齢) 年 月 日 生(歳)
所 属	職

## 2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) ( ) 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	勤務する営利企業等における再就職者の地位(役職等)
離職時の所属	離職時の職

## 3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会受付印

## 第3号様式(第26条関係)

再就職の届出書

年 月 日

任命権者 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

職員の退職管理に関する条例(平成28年大分県条例第5号)第3条の規定により、次のとおり届出をします。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 離職時の職	
3 離職日	年 月 日
4 再就職日	年 月 日
5 再就職先の名称	
6 再就職先の業務内容	
7 再就職先における地位	
8 再就職先における職務内容	

任命権者受付印

第1号様式（第12条関係）

（令3人委規則12・一部改正）

第2号様式（第13条関係）

（令3人委規則12・一部改正）

第3号様式（第26条関係）

（令3人委規則12・一部改正）